

ページ	該当箇所(L は行数)	正誤	
4	L6～7	誤	ウ) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 <u>第 11 条</u> 第2項により、同法第 10 条第1項の規定が指定されている(平成 29 年4月1日施行)
		正	ウ) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 <u>第 10 条</u> 第2項により、同法第 10 条第1項の規定が指定されている(平成 29 年4月1日施行・ <u>令和7年4月1日改正法施行</u>)
58	L16	誤	JIS A5308:2014 改正 <u>回収骨材を使用したコンクリートが、大臣認定を受けることなく使用可能となった(図 1.6-1,※2)。</u> JIS A5308:2019 改正 <u>従前は大臣認定を取得しなければ使用できなかった「再生骨材 H を使用した普通コンクリート」や「エコセメント」が使用できるようになった(図 1.6-1,※1)。</u> <u>また、技術的助言(令元国住指第 10 号)が令和元年5月 16 日に発出され、JIS A5308-2014 の仕様に適合する一部コンクリートについては、引き続き、法第 37 条第一号に適合するものとして扱えることが示された。</u>
		正	JIS A5308:2014 改正 <u>従前は大臣認定を取得しなければ使用できなかった「再生骨材 H を使用した普通コンクリート」や「エコセメント」が使用できるようになった(図 1.6-1,※1)。</u> JIS A5308:2019 改正 <u>回収骨材を使用したコンクリートが、大臣認定を受けることなく使用可能となった(図 1.6-1,※2)。</u>
237	L11～14	誤	<u>なお、令6国交告第 955 号は令第 67 条第1項ただし書の規定に基づくものであり、同告示第六号に関する「技術基準解説書」p181 の解説及び p688 「付録 1-2.7 ボルト接合を用いた架構の層間変形角の計算例」は、第4項の規定を適用除外するための参考とすることはできないことに留意する必要がある。</u>
		正	<u>(削除)</u>

316	表 2.4-39 第 2 第三号	誤	昭 56 建告第 1100 号第 <u>五</u> に規定する木造の建築物に該当
		正	昭 56 建告第 1100 号第 <u>六</u> に規定する木造の建築物に該当